

## 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方</p> <p>令和6年5月31日 公正取引委員会 厚生労働省 改正：令和7年10月1日 令和8年●月●日</p>	<p>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方</p> <p>令和6年5月31日 公正取引委員会 厚生労働省 改正：令和7年10月1日</p>
はじめに [略]	はじめに [略]
<p>第1部 [略]</p> <p>第2部 特定受託事業者に係る取引の適正化</p> <p>第1 業務委託事業者に求められる事項（本法第3条及び第6条第3項）</p> <p>1 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等（本法第3条） [略] (1)・(2) [略] (3) 明示すべき事項（本法第3条第1項及び本法規則第1条第1項から第3項まで） [略] ア・イ [略] ウ 特定受託事業者の給付の内容（本法規則第1条第1項第3号）</p>	<p>第1部 [略]</p> <p>第2部 特定受託事業者に係る取引の適正化</p> <p>第1 業務委託事業者に求められる事項（本法第3条及び第6条第3項）</p> <p>1 特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等（本法第3条） [略] (1)・(2) [略] (3) 明示すべき事項（本法第3条第1項及び本法規則第1条第1項から第3項まで） [略] ア・イ [略] ウ 特定受託事業者の給付の内容（本法規則第1条第1項第3号）</p>

「給付（法第二条第三項第二号の業務委託の場合は、提供される役務。第六号において同じ。）の内容」とは、業務委託事業者が特定受託事業者に委託した業務が遂行された結果、特定受託事業者から提供されるべき物品及び情報成果物（役務の提供を委託した場合にあっては、特定受託事業者から提供されるべき役務）であり、3条通知において、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要がある。

また、委託に係る業務の遂行過程を通じて、給付に関し、特定受託事業者の知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）が発生する場合において、業務委託事業者は、目的物を給付させる（役務の提供委託については、役務を提供させる）とともに、業務委託の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権等を自らに譲渡・許諾等させることを「給付の内容」とすることがある。この場合は、業務委託事業者は、3条通知の「給付の内容」の一部として、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明確に記載する必要がある。

知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」としないときであっても、当該知的財産権等の譲渡・許諾等の範囲を明確にすることが望ましい。

エ～カ [略]

キ 報酬の額及び支払期日（本法規則第1条第1項第7号及び同条第3項）

[略]

(ア) [略]

(イ) 知的財産権等の譲渡・許諾等がある場合

業務委託の目的物たる給付に関し、特定受託事業者の知的財産権等が発生する場合において、業務委託事業者が目的物を給付させる（役務の提供委託については、役務を提供させる）とともに、当該知的財産権等を自らに譲渡・許諾等させ

「給付（法第二条第三項第二号の業務委託の場合は、提供される役務。第六号において同じ。）の内容」とは、業務委託事業者が特定受託事業者に委託した業務が遂行された結果、特定受託事業者から提供されるべき物品及び情報成果物（役務の提供を委託した場合にあっては、特定受託事業者から提供されるべき役務）であり、3条通知において、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要がある。

また、委託に係る業務の遂行過程を通じて、給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合において、業務委託事業者は、目的物を給付させる（役務の提供委託については、役務を提供させる）とともに、業務委託の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを「給付の内容」とすることがある。この場合は、業務委託事業者は、3条通知の「給付の内容」の一部として、当該知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要がある。

エ～カ [略]

キ 報酬の額及び支払期日（本法規則第1条第1項第7号及び同条第3項）

[略]

(ア) [略]

(イ) 知的財産権の譲渡・許諾がある場合

業務委託の目的物たる給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合において、業務委託事業者が目的物を給付させる（役務の提供委託については、役務を提供させる）とともに、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを

ることを含めて業務委託を行う場合には、当該知的財産権等の譲渡・許諾等に係る対価を報酬に加える必要がある。

知的財産権等を自らに譲渡・許諾等させることを「給付の内容」に含めずに業務委託を行う場合であっても、当該知的財産権等の譲渡・許諾等をさせる場合には、その対価を明確にすることが望ましい。

(ウ)・(エ) [略]

ク～コ [略]

(4)～(6) [略]

2 [略]

第2 特定業務委託事業者に求められる事項（本法第4条及び第5条）

1 [略]

2 特定業務委託事業者の遵守事項（本法第5条）

[略]

(1) [略]

(2) 特定業務委託事業者の禁止行為

[略]

ア～ウ [略]

エ 買ったたきの禁止（本法第5条第1項第4号）

[略]

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 買ったたきに該当するおそれがある具体例

[略]

①～⑦ [略]

⑧ 情報成果物の作成委託において給付の内容に知的財産権等が含まれている場合に、当該知的財産権等の対価について、特定受託事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること。

⑨～⑪ [略]

含めて業務委託を行う場合には、当該知的財産権の譲渡・許諾に係る対価を報酬に加える必要がある。

(ウ)・(エ) [略]

ク～コ [略]

(4)～(6) [略]

2 [略]

第2 特定業務委託事業者に求められる事項（本法第4条及び第5条）

1 [略]

2 特定業務委託事業者の遵守事項（本法第5条）

[略]

(1) [略]

(2) 特定業務委託事業者の禁止行為

[略]

ア～ウ [略]

エ 買ったたきの禁止（本法第5条第1項第4号）

[略]

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 買ったたきに該当するおそれがある具体例

[略]

①～⑦ [略]

⑧ 情報成果物の作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合に、当該知的財産権の対価について、特定受託事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること。

⑨～⑪ [略]

オ [略]

カ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（本法第5条第2項第1号）

[略]

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 知的財産権等の譲渡・許諾等が発生する場合

業務委託の目的物たる給付に関し、特定受託事業者の知的財産権等が発生する場合において、特定業務委託事業者が当該知的財産権等の譲渡・許諾等を「給付の内容」としないにもかかわらず、当該知的財産権等を無償で譲渡・許諾等させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。また、物品の製造を委託する場合において、業務委託時に特定受託事業者の給付の内容になかった知的財産権等を無償で譲渡・許諾等させるなどして特定受託事業者の利益を不当に害する場合も、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

また、例えば、特定業務委託事業者が、特定受託事業者が知的財産権等を有する情報成果物について、収益を特定受託事業者に配分しない、収益の配分割合を一方的に定める、特定受託事業者による二次利用を制限するなどして特定受託事業者の利益を不当に害する場合も、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

(エ) 不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれのある具体例

[略]

①～④ [略]

⑤ 情報成果物等の作成に関し、特定受託事業者の知的財産権等が発生する場合において、特定業務委託事業者が3条通知の「給付の内容」に知的財産権等の譲渡・許諾等が含まれる旨を記載していないにもかかわらず、当該情報成果

オ [略]

カ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（本法第5条第2項第1号）

[略]

(ア)・(イ) [略]

(ウ) 知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合

業務委託の目的物たる給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合がある。このような場合に、特定業務委託事業者が特定受託事業者に発生した知的財産権を、業務委託の目的たる使用の範囲を超えて無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。また、物品の製造を委託する場合において、業務委託時に特定受託事業者の給付の内容になかった知的財産権やノウハウが含まれる技術資料を無償で提供させるなどして特定受託事業者の利益を不当に害する場合も、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

また、例えば、特定業務委託事業者が、特定受託事業者が知的財産権を有する情報成果物について、収益を特定受託事業者に配分しない、収益の配分割合を一方的に定める、特定受託事業者による二次利用を制限するなどして特定受託事業者の利益を不当に害する場合も、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

(エ) 不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれのある具体例

[略]

①～④ [略]

⑤ 情報成果物等の作成に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合において、特定業務委託事業者が3条通知の「給付の内容」に知的財産権の譲渡・許諾が含まれる旨を記載していないにもかかわらず、当該情報成果物等に

物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権等を特定業務委託事業者に譲渡・許諾等させること。

キ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（本法第5条第2項第2号）

[略]

(7)・(イ) [略]

(ウ) 特定受託事業者の利益を不当に害する

給付内容の変更ややり直しによって、特定受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、又は特定受託事業者にとって当初委託された内容にはない追加的な作業が必要となった場合などに、特定業務委託事業者がその費用や特定受託事業者に生じた損失（以下「費用・損失」という。）を負担しないことは、特定受託事業者の利益を不当に害することとなるものである。ただし、給付内容の変更又はやり直しに係る費用・損失を特定業務委託事業者が負担するなどにより、特定受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

(エ) 特定受託事業者の責めに帰すべき事由

「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」があるとして、特定業務委託事業者が費用・損失を全く負担することなく、特定受託事業者に「給付の内容を変更」し、又は「給付をやり直させる」ことが認められるのは、次の場合に限られる。

①～③ [略]

(オ) 不当な給付内容の変更又は不当なやり直しに該当する場合

次の場合には、特定業務委託事業者が費用・損失の全額を負担することなく、特定受託事業者の給付の内容に委託内容

加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を特定業務委託事業者に譲渡・許諾させること。

キ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（本法第5条第2項第2号）

[略]

(7)・(イ) [略]

(ウ) 特定受託事業者の利益を不当に害する

給付内容の変更ややり直しによって、特定受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、又は特定受託事業者にとって当初委託された内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、特定業務委託事業者がその費用を負担しないことは、特定受託事業者の利益を不当に害することとなるものである。ただし、給付内容の変更又はやり直しのために必要な費用を特定業務委託事業者が負担するなどにより、特定受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

(エ) 特定受託事業者の責めに帰すべき事由

「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」があるとして、特定業務委託事業者が費用を全く負担することなく、特定受託事業者に「給付の内容を変更」し、又は「給付をやり直させる」ことが認められるのは、次の場合に限られる。

①～③ [略]

(オ) 不当な給付内容の変更又は不当なやり直しに該当する場合

次の場合には、特定業務委託事業者が費用の全額を負担することなく、特定受託事業者の給付の内容に委託内容と適合

と適合しないこと等があることを理由として、給付内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。

①～④ [略]

⑤ 相当の期間にわたり業務委託に係る業務の実施のために特定受託事業者に予定を確保することを余儀なくさせたにもかかわらず、当該業務委託に係る業務の実施直前に当該業務委託を取り消すことにより、業務の実施予定日に、特定受託事業者が別の業務を実施することを不可能にさせた場合

(カ) 情報成果物の作成委託における「給付の内容を変更」又は「給付をやり直しさせる」

情報成果物の作成委託においては、特定業務委託事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に委託内容として給付を充足する条件を明確に3条通知に記載することが不可能な場合がある。このような場合には、特定業務委託事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等に係る費用・損失について特定受託事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、当該割合を負担すれば、やり直し等をさせることは本法上問題とならない。ただし、特定業務委託事業者が一方的に負担割合を決定することにより特定受託事業者に不当な不利益を与える場合には、不当なやり直し等に該当する。

なお、この場合においても、前記(オ)①から⑤までに該当する場合には、特定業務委託事業者が費用・損失の全額を負担することなく、特定受託事業者の給付の内容が委託内容と適合しないことを事由として給付内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。

第3部 [略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

しないこと等があることを理由として、給付内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。

①～④ [略]

[新設]

(カ) 情報成果物の作成委託における「給付の内容を変更」又は「給付をやり直しさせる」

情報成果物の作成委託においては、特定業務委託事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に委託内容として給付を充足する条件を明確に3条通知に記載することが不可能な場合がある。このような場合には、特定業務委託事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について特定受託事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、当該割合を負担すれば、やり直し等をさせることは本法上問題とならない。ただし、特定業務委託事業者が一方的に負担割合を決定することにより特定受託事業者に不当な不利益を与える場合には、不当なやり直し等に該当する。

なお、この場合においても、前記(オ)①から④までに該当する場合には、特定業務委託事業者が費用の全額を負担することなく、特定受託事業者の給付の内容が委託内容と適合しないことを事由として給付内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。

第3部 [略]